

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第14号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関するこ</u> と。</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>公文書の管理</u>に関すること。</p> <p>(6)～(15) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。